

役員退職手当規程

昭和62年4月1日

改正 平成13年 6月21日 規程第1号

改正 平成17年11月21日 規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、社団法人全国民営職業紹介事業協会（以下「協会」という。）の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合（職務上の義務違反を理由とする解任により退職した場合を除く。）にはその者に、役員が死亡した場合にはその遺族に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につきその者の退職（死亡による場合を含む。以下同じ。）時における本俸に100分の12.5の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

(在職期間の加算)

第4条 在職期間の月数の計算については、役員となった日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときには、これを1月として計算する。

- 第5条
- 1 役員が任期満了の日または、その翌日に、再び同一の役職の役員となったときはその者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。
 - 2 役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員となったときは、その者の退職手当の支給については、当該役員となった日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲)

第6条 遺族の範囲及び順位並びに同順位の遺族がある場合の退職金の支給方法については、役員退職手当規程第8条の規程を準用する。

(端数の処理)

第7条 この規程に定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に関する必要な事項)

第8条 退職手当の支給手続その他この規定の実施に関し必要な事項については、別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成13年6月21日規程第1号）

この規程は平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成17年11月 日規程第2号）

この規程は平成16年10月1日から適用する。